征韓論争と台湾出兵

明治六年の政変から出兵の決定に至る経緯について

後

藤

新

はじめに

第一章 明治六年の政変後の陸軍およびポリスの動向

第三章 第二章 台湾出兵の決定 樺太問題と台湾事件

おわりに

はじめに

本論文では、明治六(一八七三)年一〇月に征韓論争に敗れた西郷隆盛ら外征派が下野したのち、 明治七年一

議論されてきた。それによって大久保の外交方針を理解しようとしたためである。しかし、様々な見解が提示さ 月に内治派とされる大久保利通らが台湾出兵を決定するに至った経緯について考察する。 これまで征韓論や台湾出兵の研究においては、内治派とされる大久保らが台湾出兵を実施した意図についても

史料における旧字を新字に改めた。また、史料の引用において、〔 〕はもともと史料に付されている注を どを利用し、明治六年の政変から台湾出兵の実施決定に至る経緯を明らかにしたい。なお、本論文では、適宜 れる一方で、 そこで本論文では、多くの先行研究に学びながら、国立公文書館に所蔵される公文書や政府高官の個人文書な いわゆる明治六年の政変から台湾出兵の決定までの経緯について詳細に考察した研究は、 管見の限

第一章 明治六年の政変後の陸軍およびポリスの動向

様より厳しいご意見をいただければ幸いである。

は筆者が新たに補筆した注を示している。筆者が浅学非才のため目的をはたせたか甚だ不安であるが、皆

3一節 西郷隆盛ら征韓論派の下野

政大臣三条実美の代理をつとめた岩倉は、二二日に「遣使延期」を明治天皇に上奏し、明治天皇の支持をえた。 くの優れた研究があるから、ここで詳しくは述べないが、両派の激しい対立のなか、精神錯乱をおこし倒れた太 とる岩倉具視や木戸孝允、大久保利通ら内治派は「遣使延期」を唱え反対した。征韓論争については、すでに多 わゆる征韓論争であるが、隆盛の「遣使即行」を求める板垣退助や副島種臣ら外征派に対し、内治優先の立場を こうして論争に敗れた隆盛ら外征派の参議は下野することとなった。いわゆる明治六年の政変である。 明治六(一八七三)年一○月、政府内では参議西郷隆盛の朝鮮への使節派遣をめぐり意見が対立していた。い

かれた閣議において、岩倉が

「樺太に於ける露西亜国人の暴行、

台湾に於ける生蕃の兇行、

朝鮮国遣使の三事

四日に

本論を進めるにあたり、

征韓論争については次の二点を確認しておきたい。まず一点目は、一〇月一

岩倉や大久保は「台湾未だ問ふべからず、朝鮮未だ征すべからざるなり」と考えていたが、遣使派遣を延期させ 岩倉は一歩も譲らず、隆盛たちは引き下がるしかなかった。このように征韓論争においては、樺太問題 書を上奏したのである。外征派の参議江藤新平などは、岩倉の意見書が閣議を経ていないことを強く批判するが 定を明治天皇に上奏するよう強く求めた。そのため岩倉は、この決定と共に先述した「遣使延期」に基づく意見 外征派に押し切られた三条が「遣使即行」を支持し、隆盛の遣使派遣が決定したことである。 る口実として、外交政策上における優先順位の問題としたのである。また二点目は、翌一五日の閣議において、 最も急務たらん」として、樺太における函泊出火事件を中心とする樺太問題を最優先事項と述べたことである。 (5) 共に国家の重大事なり」とし、とくに「露国との間に蟠れる樺太事件を解決し、彼我の国境を論定するが如きは の優先を理由とし、閣議決定が覆されることによって「遣使延期」が決まったのである。 隆盛らは、この決 (函泊

陸軍およびポリスの動

出が相次いだ。政府は二度にわたって勅諭を発し、陸軍の動揺を抑えようとするが、木戸が伊藤に宛て二九日、 候よし」と述べているように効果があったかは疑わしい。 「(高知出身の士官たちに対し)板垣は頻りに暴動連を集めて鎮撫説諭いたし候よし然れども不聞入ものも多分有之 よく知られるように、 隆盛らの下野は陸軍(とくに近衛将兵)に動揺を生じさせ、病気などを理由 に辞表の提

桐野利秋陸軍少将はじめ鹿児島出身の士官に多くの辞職者があったものの、近衛兵は同年二月から三月にかけて 悉皆結局にいたり不申候得共先格別之事ニハ及不申模様ニ御座候」と返答し、岩倉を安心させようとしている 之御近業も徒ニ水泡ニ相成可申哉ト深苦慮仕候」と送るが、大久保は「西郷(従道) 岩倉はこの状況に動揺し、大久保に宛て三〇日、「各地方士民其隙ニ乗シ蜂起暴動ハ必然ト奉存候、 黒田 (清隆) 尽力之事も未

辰年以

都下に四○○○人ほどおり、そのうち約一○○○人が鹿児島県出身者であった。一一月一二日、 ようである。 なお、「遣使延期」の決定には、 陸軍だけでなく警保寮(ポリス)も強い不満を持っていた。 当時、 司法省警保寮 ポリ ノスは

おこなわれた解隊によって下士官以下の構成が大きく変わっていたこともあり、

られよう。 制度研究のためヨーロッパへ外遊しており帰国したばかりであった。一方で坂元は、 した。この五名のうち、坂元・川路・国分の三名が鹿児島出身であるが、川路は明治五年九月から一年間^(豆) 事件に対する政府の措置を批判し、また近衛将兵に辞職が相次いでいることについて説明を求める建白書を提 警保助坂元純煕・警保助川路利良・警保権助丁野遠影・大警視田辺良顕・大警視国分友諒は連名で、小 警保寮に於ける征韓派の領袖」と目されていたから、この建白書の目的も、「遣使延期」の批判にあったと考え 鹿児島県から上記の一○○○名を率いて上京させている。 明治五年八月に警保寮が 野組 明治 両名 警察 転 几

た。坂元らは、槇村の司法省が強く反発し、 させるものだとし、 村の拘留が決まるが、 長州閥が支えたことで、太政官と司法省の対立にまで発展していたのである。臨時裁判所が設置され、 念を示した。この事件では、 坂元らは、 小野組転籍事件にともない拘留されていた京都府参事槇村正直が特命によって釈放されたことに疑 また、 の釈放に対して「政府愛憎ノ私情ヲ以テ法憲ヲ軽重スルカ如キ曖昧倒置ヲ挙措 一一月五日には司法大輔福岡孝弟、 隆盛らが下野した直後の一〇月二五日、 「近日陸軍将士職ヲ辞スル者多ク近衛ノ士卒非役ヲ命スル者数百人ニ至リ随テ世上 小野組の転籍をめぐり京都府と京都裁判所が対立し、 司法省三等出仕島本仲道、 植村は特命をもって拘留を解かれた。

それに対し、 木戸の懐刀と称された槇村 同樺山資綱が辞表を提出 度は槇

混乱は一部の将校にとどまった

なった」は間違いないだろう。

命ノ旨ト近衛兵動揺ノ事ノ由」について納得のいく説明を求めたのである。 議囂然人々危疑ヲ抱ク是レ軍法ノ確立ナラサルニ依テ然ル乎」と述べ、政府に 「(槇村) 正直ノ為ニ下ス所

居たさうでず」と回想しているが、たしかに大久保らは、こののち、 何事を画策して居るやうなので、政府でも薄気味わるく思ひ、 などと異なり、「警察側の人々は、国分君始め一同、依然として府下に踏み留まり、 なお、『大浦兼武伝』に「大浦卿の一外伝」を寄せた野村本之助は、辞職するとすぐに鹿児島へ帰っ 其の動静に対しては、 ポリスの動向について強く警戒するように 最も厳密なる注意を加 益々団結を堅うして頻りに た桐

無之而不叶行懸りニ御座候兎角御参朝之時間相少ク今日も可成速ニ御参被為在候様奉祈候」と述べ、早急に対処無之而不叶行懸りニ御座候兎角御参朝之時間相少ク今日も可成速ニ御参被為在候様奉祈候」と述べ、早急に対処 予」を置かず対処する必要を認識していた。大久保は一三日、岩倉に宛て「ポリス一条は今日御参朝之上御評議 建白書が提出された一二日、大久保は伊藤に宛て「ポリスノコトハ……是は格別之事ニハ有之ましくと相] と述べ懸念を示していないが、「今日之事猶予不決而ハ何事も六可舗と痛心罷在候」とも述べており、 「猶

する旨を伝えている。

したかは定かでないが、「もう一つの暴力装置、警保寮の動向は大きな意味をもち、 人は都下に一二○○人ほどいたようなので、坂元らはポリスと番人を合わせて五○○○人を超える「属員」を(⑵) し候よし如此に扇動して其力をかり障碍妨害を醸しなし候は可悪所業に而は無御座哉」と述べている。 書を相渡しホリス(まま)其外番人に至まで此上書を示し主意を承知候様可致と申聞けポリス及番人等へも相廻 「扇動」し、政府へ圧力をかけようとしていたことになる。坂元らの「扇動」にどれほどのポリスや番人が呼応 木戸は田 .中光顕に宛て一一月一五日、「一大区々々ホリス(まま)長と歟を呼出し右連名之ものどもより其 坂元らの動きは強い圧力と 当時、

二〇日、

岩倉は坂元らを招き、

建白書に対し「槇村正直ノ拘留ヲ解カレタルハ同人糾弾ノ上ニ就キ可取調事

立至り候と勘考仕候教導団動揺は夜来俄に差起候事に候へは今朝は何とか申参候事と奉察候」と述べているよう 上之談判に及ひ候処固より教導団動揺之義は不承耳ならす近衛兵も両三日前より編制に取掛候位にて追日鎮静に の効は即ち是れあり、故に敢て追窮」しなかったようだが、坂元と国分は政府への批判をやめなかった。(ミラ) 重畳此事ニ存候」と述べており、文書で回答しさらに混乱を招くことを強く懸念していたことがわかる。 士へ非役ヲ命スルハ陸軍省伺出ノ趣モ有之特旨ヲ以同省処分ノ義御沙汰相成候」と回答した。なお、この回答は 出来候ニ付右取調之事特旨ヲ以テ拘留ヲ解カレタル義ニテ寛宥セラレタル事ニ無之尤禁足ハ被命候事ニ候陸軍 П 頭による回答に対し、「(川路)利良君等此の答弁を以て満足すること能はずと雖、政府をして願念せしめたる なお、 .演」をもってなされたが、翌日、岩倉は大久保に宛て「警保寮ノ事ハ実ニ懸念致シ候、書取ナク相済候ハ、 部隊の再編成をおこなうことで落ち着きを取り戻しつつあったようである。なお、 この間、 近衛兵については、木戸が山県に宛て一一月二〇日、「昨日西郷大輔来訪午後一時迄省中 教導団とは、 明治四 岩倉 事 0

に而至極の朝鮮論盛之人之よし」と伝えている。このように、

都下のみならず各地で不穏な動きが起きており (直右衛門

と歟申

もの県令と歟

高知出身の毛利恭助 が起きているのでは

の話として「同人等之懸念は土州人を扇動種々之事を企候歟も難計殊に手代木

政府に動揺を生じさせていたことがうかがえる。

年に設置された陸海軍の下士官を養成するための学校であるが、そこでも「動揺」

がうかがえる。

第二章 樺太問題と台湾事件

第一節 樺太問題と台湾事件

るが、政府内では使節の人選をめぐりもめることとなる。 ヴュツォーフと会談したが、結果は芳しくなかった。一九日に再び閣議が開かれ、 さっそく閣議がおこなわれ、 隆盛らが下野したのち、岩倉らは「最も急務たらん」とした樺太問題の解決に着手していた。一〇月二九日に 一一月二日には新しく参議兼外務卿に任じられた寺島宗則が駐日ロシア代理公使 ロシアへの使節派遣を決定す

拙宅江誘引樺太朝鮮順序目的ノ事示談イタシ仝人異存ナシ」とあり、台湾事件にはまったく関心がなかった様子 を許可し、 務省は費用ばかりかさみ効果は期待できないとして、「一時御廃止」を提案したのである。正院は二〇日、 也」とする伺いが提出される。 ミ候ニ付一時御廃止相成可然左候へハ彼地へ罷在候者ハ夫々帰朝可申渡候間速ニ御決定御指令有之度此段相伺候 視察申付有之其所彼地情状探偵ノ儀ハ容易ナル事業ニ無之従来ノ仕法ニテハ所得益少クシテ徒ニ御入費ノミ相 じていなかったようである。それどころか、一一月一七日には外務省より正院に対し、「成富忠蔵外二人へ清国 いわずらう必要はない(the matter need not now be thought of)」と述べと記しているように、着手する必要を感いわずらう必要はない(the matter need not now be thought of)」 方で台湾事件については、一〇月二八日に岩倉と面談したパークスが、岩倉は「その問題について、 台湾蕃地の視察は「一時御廃止」となった。この間、大久保の一九日の日記には、「同子 成富らは外務卿であった副島に命じられ台湾蕃地の視察をおこなっていたが、外 、ま思

御詮議ノ次第有之候間施行ノ儀ハ見合置即刻一員参官可有之候也」と改めて指令がなされた。この短期間にど(33) 一二月二日、 正院より外務省へ「清国視察廃止ノ儀ニ付御伺書 一昨三十日伺 ノ通リ御指令相成

報告書が岩倉のもとへ届けられたのである。

索し、 に正院より清国視察を命じられ、全権大使として北京に滞在中の副島の命により同年五月から八月まで台湾を探 儀台湾島エ渡リ地勢探索ノ上日前帰来別紙ノ通建白仕候ニ付呈御覧候也』と述べているように、 となっており、 れるのである。 のような「御詮 九月二一日に帰国していた。ところが、「当分差控エ下命ヲ待候様副島殿より御差図相成其儘滯京仕候」 この「一員」とは福島九成のことではないかと考えられる。 一二月五日になってようやく、 |議||があったのか定かでないが、「清国視察廃止」は見合わせとなり、「即刻一員参官」が命じら 外務少輔上野景範が岩倉に宛て「兼テ被命置候清国使節福島九成 福島は上海に留学中、 明治六年二月

二月上旬にかけて帰国していた。 理由により、 なっても何も連絡がないため、 留学中に台湾探索を命じられ、 なお、一清国視察廃止」 海軍少丞高屋長祥に随行し台湾視察に従事していた海軍八等出仕児玉利国なども一一月下旬から十 の如何にかかわらず、 「何分廟議不相伺候ハテハ深ク蕃地 台湾で「測量船并甲艦御派遣相成候テ日夜致蹊望」していたが、一一月上 成富らもすでに帰国の途についてい へ難相進」として帰国したのである。 た。 成富も福 島 司様、 同 旬 清

第二節 台湾事件の

江召出し 大久保は岩倉へ 各両三日 院へ黒岡と成富の 成富らの帰国は、 現場 前帰国之旨ニ候兼而先外務卿内意ヲ奉し台湾地方探索之者有之由過日御咄し之末ニ付旁一応右人も政府 情実承候方可然と存候其上当人等之進退被仰付可然存候」と述べているのである。それに対して、(③) 同日、 「台湾探偵ノ次第并将来ノ見込書」が提出され、岩倉は大久保へ宛て翌日、「清国視察清 台湾事件の解決に向けて大きな転機となったようである。一二月一九日には、 次のように返答している。 外務省から正

福島の作成した

経歴之一人は彼地江滞留両人は帰朝いたし候由ニ御坐候是も其ままニ而は甚不相済事ニ御坐候御参ニ候得は直 清国視察人名は当月六日頃帰朝之由承候故先日不取敢自宅江相招委曲承り置尚御尋之儀も可有之旨申聞置候台湾実地 二申

含に罷在候

-先日不取敢自宅江相招」とは、大久保の一二月一七日の日記にある「児玉成富入来台湾ノ事情ヲ聞」のことだ 児玉は年明けの一月七日に海軍卿勝海舟へ提出した報告書において、次のように述べているのである。 わずか一 時間弱の面談であったが、成富らは台湾事件の着手の必要を訴えたのではないだろうか。たとえ

問罪 シ何ヲ以テ信義相立申ヘクヤ内ニシテハ人民保護ノ道相立可申哉 アランヤ……思フニ今日ノ急務一度於廟堂御確定アラセラレシ問罪ノ名義ヲ執行ハスンハ支那政府ハ勿論外ハ各国ニ対 、ヲ問スンハアルヘカラス……副島ハ勅命ヲ奉シ其事ヲ遂ケ復命ノ後チ今職務ニ在スト雖トモ政府豈ニ中止スヘキノ理 ノ義ヲ処分セシコトヲ同国政府ニ公告シ亦タ同盟各国公使ヘモ説明セラレ於是琉球国ノ日本属国タル判然ニシテ其

而は甚不相済事ニ御坐候」と認識するようになったようである。 おそらく、成富らも大久保に同様の説明をしたであろう。そして大久保は、このころから台湾事件も「其ままニ

なお、 寺島が三条へ一二月二八日、次の伺いを提出していることから、 台湾事件に外務省はほとんど関わって

いなかったと考えられる。

清 |国視察被命居候福島礼助成富忠蔵黒岡勇之丞三名致帰朝候ニ付御不用ニ候ハ、本務御免可被仰付哉之段先般相伺

候

被成候哉前途台湾東部御所置之方嚮ニ応し用不用を被決御公命有之度此段相伺候也 を視察し各々見込建白書等差出夫々上申及ひ置候処其後為何御沙汰モ無之空く消光罷在候儀ニ付右ハ畢竟如何御所置 処免務可申達旨御指令之後猶御詮議之次第モ有之本務免候儀ハ先ツ可見合旨更ニ御下示相成此輩先般以来台湾島之形

していいか三条へ問い合わせるしかなかったようである。 久保は台湾事件への考えを大きく変えたが、外務省にはそのことが共有されておらず、寺島は成富らをどう対処 達せられ、さらに三名に対して「見込建白書等」の提出が求められたことがわかる。成富らとの面談によって大 より「免務可申達旨」を命じられたが、すぐに「御詮議之次第モ有之」として「本務免候儀ハ先ツ可見合旨」が これによれば、寺島は福島らについて帰国後すぐ、三条へ三名の「本務」を免じるべきか伺いでたところ、三条

第三節 坂元らによる西郷隆盛らの参議復帰運動

く三条へ隆盛らの参議復帰を求め動きはじめる。 ると、大久保の二六日の日記に「今朝条公参上坂本云々ノコト御示談有之帰宅」とあるように、坂元らはさっそ こうして、台湾事件に対する政府の方針に変化が見られていた一二月二四日、三条が太政大臣に復帰した。す

電報は政府に大きな衝撃を与えた。大久保は岩倉に宛て同日、「分営之儀は十分固り居候得共必ス子細有之事と 日未明にかけ、 ているように、 仕候と歟実に官員もも(まま)為官為私利に私党を扇動仕候様に而は其国之人民は迷惑之限りに御座 この間、木戸が田中に宛て一二月二〇日、「彼島本(仲道)なる人頻に水戸肥後等へ人を遣し不平之徒を呼集 各地では不穏な動きが続いていたようである。さらに、同日、熊本鎮台より一二月七日夜から八 鹿児島城内にあった熊本鎮台鹿児島営所が焼失し、一二日に解散したとの第一 報が

招くものと覚悟を決めていたようだ。大久保は税所篤に宛て二三日、次のように述べているのである。(46) 愚考仕候何れ其ま、難捨置事ニ付尚談合之上申上候様可仕候」と述べたが、 (45) 鹿児島営所の焼失がさらなる混乱

故今更可驚にあらす候得共聖慮所在は全国人民之安穏を保より外に主とする処無之就而は是非至当之条理を以鎮撫する 可立至如何成行可申候や此末之処何共難図候初発より平々凡々に而は可相済行懸に無之必如此之事故に可有之決定之訳 鹿児島分営瓦解之報あり是畢竟扇動之為に此時宜に立至り候趣誠に遺憾之至に御坐候かならす九州表は一般波及之姿に

之条理」をもって「鎮撫」するのみだというのである。 至」とする。ただし、このような混乱が起こることは、隆盛が下野した時から分かっていたことなので、「至当 大久保は鹿児島営所の焼失が「扇動之為」に引き起こされたとし、この混乱は「九州表は一般波及之姿に可立

た事件で、政府に詳細が知らされるのは年の明けた一月四日であった。 (8) せが政府に届いた。これは一二月二一日から二日間にわたり、熊本鎮台歩兵第一一番大隊が営所で暴動を起こし 「井上世外来訪薩州の分営瓦解肥後分営亦紛紜の説あり」とあるように、今度は熊本でも問題が起きたとの知ら⁽⁴⁷⁾ 三条が政務に復帰したのは、このような混乱のさなかであった。そして、さらに一二月二七日、 木戸の日記に

劣之所業と相考候』と述べている。『川路大警視』によれば、三条は「政府の前途を憂」い、遂に坂元らの意見 法権大参事岸良兼養に宛て一二月二八日、坂元らが「度々条殿江出頭議論かましく申立候は相違無之何分にも卑 先述したように、このような情勢のもと、坂元や国分は三条に隆盛の参議復帰を強く求めていた。大久保は司

実は(ニか)内外〔意外〕ニ奉存、愚意確定之所存を以拝答仕候義に御坐候〕と答え、隆盛らの復帰に反対した。 を受け入れ、岩倉にそのことを諮ったという。困った岩倉が大久保に相談すると、大久保は「今朝之御内話ニ付を受け入れ、岩倉にそのことを諮ったという。困った岩倉が大久保に相談すると、大久保は「今朝之御内話ニ付

大久保は、

隆盛の下野以来、「今日之困難」は当然のこととして想定されていたのであり、

らすれば、三条の提案は到底受け入れられないものだっただろう。遣使派遣をめぐる三条の考えは依然として揺 の参議復帰も「御条理」が立つとする。しかし、一〇月以降、まさに「国家之為抛身命尽力」してきた大久保か たものではないから、「既往を論せす前参議も尽ク復せられ寛急論之前ニ立帰り」閣議に諮って決めれば、 遣の是非をめぐる議論のなかで「倉卒」に決められたものであって、将来の国家のことを考え「熟論」して決 定之廟摸 (謨) を以順序を不失、 神速実地之行跡相挙候」だとする。そのうえで、「寛急」の論も隆盛の使節 隆盛 派

らいでいたようであり、そのような意味で、隆盛の下野は征韓論争の決着となっていなかったようである

三章 台湾出兵の決定

第一節 樺太問題をめぐる政府内の混乱

岩倉や大久保が台湾事件に対する方針を変更したころ、

や国分の策動による隆盛の参議復帰問題など、政府内外ともに混乱のさなかにあった。 岩倉や大久保が台湾事件

熊本鎮台の混乱やロ

シアへ

派遣する人選

の問

題

や坂

も至り

大 候

に急に関心をもったのも、このような混乱が大きく影響しているだろう。 木戸は田中に宛て一二月二九日、「一体之成行飽たらざる気味も御座候に付実は一度判然大瓦解に

久保は岩倉に宛て一二月三○日、次のように述べている。(3) は 却而 .後来之始末も人民上之為にも至極と相考候」と嘆いたが、「大瓦解」は現実的な危機となっていた。

条公御懇談明日御集会御見込之由拝承仕候実に不容易御大事之儀殊に旦夕に迫り候御急務に御座候間是非速に御確定

今すべきは

「益以

明 御断決有御座度千祈万祷仕候尤此行懸り両様共御難事に相違無御座候間非常之御奮発被為在候様呉々奉祈候勿論両公御 是非御究り相付正月は判然御発表順序相立候様無御座候而は何事も瓦解と奉存候何れにしても御安着相付候処にて判 、日御治定被為任度難事は凡而後日に譲り候様にては万事之義も夫か為延引必定国家之大幸を誤可申候今日之処に而

決定に而明日之衆論に御治定之事は無申迄奉存候

異論有之」決着がつかなかった。(54) てはならないと強く訴えるのである。しかし、三一日の閣議でも「唐太一件魯使節ノコト」については、「種 は許されないので、ロシアへの使節派遣の人選を「御断決」し、年明けには「判然御発表順序相立候様」しなく 大久保は、「難事」だからといって決定を後日に「延引」したら「何事も瓦解」してしまうとして、もはや猶予

があり、大久保らは黒田の推薦により、 させようと考えているのではないかと疑っていたのである。それだけに、樺太問題の人選は早急に決定する必要 決して旧参議ヲ復し候〔度〕旨意有之候存念ニハ無之候」と述べているように、参議たちは三条が隆盛らを復帰 条は続けて「愚論之一件、必竟拙者之趣意ハ当今政府諸省迄も公論ニ御懸相成候ハヽ、如何可有之との旨趣ニ而; をめぐり政府内が再び深刻な対立におちいる懸念さえあったようだ。なお、その要因の一端は三条にあった。三 末之結局一大事と苦慮仕候、如此事ヨリ政府中議論分離致候而者誠大事と存候」と述べているように、「寒」 年が明けても、当然ながら状況は変わらなかった。三条が岩倉に宛て一月一日、「昨日評議仕候事件、 開拓使中判官榎本武揚を使節とすることで人事の一本化を図りはじめた。 樺太問 実ニ此

第二節 坂元と国分の策動

このような政府内の混乱と対立につけ入ろうとしたのが、坂元と国分であった。大久保は岩倉に宛て一

月六日、次のように述べている。

御恐怖可相成ものニ無御坐候、今日之様子ニ而者よほと扇動説多ク未だもゆすりに参候者も可有之と奉存候 彼坂元・国分なと御迫り申上候義は先日も御内話申上候通ニ御坐候間、 か十日迄に有無相分候と申合候趣何か間違居候事と懸念仕候、 尤海老原なと申者は誠に取二足らさる馬鹿ものニ 以御含御動揺無御坐候様御咄合有御坐度、 而 彼等

ナク事済誓テ違サルト後来之処モ老西郷君約束モ立置キシト」とし、坂元らに「遣使即行」を三条へ求めさせて(※) からずに困惑していたようである。なお、坂元らを扇動していたのは副島であった。 するよう求めたのだが、大久保からすれば、樺太問題について議論が続くなか、何を根拠に確答を求めたのか分 坂元らは年末来、三条や岩倉らに隆盛の参議復帰を求め、三条らを動揺させていた。坂元らは一〇日までに確答 いたというのである。 副島は 一樺太事件全ク卦念

発令云々のみにして、 令せんとす」と答え、 に解決済みであることから、岩倉へ「前参議五名を職に復らしめ、征韓の挙を果すに出でんこと」を求めたとい 政府に就て之を聞く可し」と答えたという。桐野が語ったところによれば、これを受け坂元は、樺太問題はすで えなかった理由として「是れ外務卿の敢て開拓官に告ぐ可きに非ず、余が処裁する所、既に之を政府に上申 たという。すると副島は、「余が外務卿在職の間に在り、自ら之を処裁する所なり」とし、そのことを黒田 郎と中村俊次郎によれば、坂元と開拓使長官黒田清隆は、(39) 明治七年に鹿児島を訪れ、桐野利秋から征韓論や台湾事件に対する政府内の議論の様子を聞いたという中 それに対して岩倉は、隆盛らは病気を理由に参議を辞したので復帰は難しいが、「征韓の事は、 判然証の征韓の二字」が抜けていた。そのため、坂元は大久保を訪ね、 坂元はこれに喜び帰宅する。 しかし、 樺太事件が解決済みかどうか確かめるため副島を訪 岩倉の言葉を記した坂元の手記には、 大久保の了解のも 「廟議 将に不日 不日 ーせり 加 へ伝

いるのである。

以上より、

史料を利用し、

一月七日以降の坂元らの動向を再現してみたい。

桐野の話は、まったく荒唐無稽なものともいえないようである。そこで、以下、

ひ、以て論を止」めたという。 も大久保と同様のことを述べ、坂元は「脱字の故を以て、 とで「征 韓 の二字を足そうとするが、この機会を逃すまいとした大久保より「不然、 是れ子の誤聞する所以なり」といわれる。 其時期に至る言論遂に立ち難きを知り、 翌日、 坂元は国分とともに正院を訪ねるが、岩倉 廟議近日発令す可き者、 自ら其失を悔

シ台湾ノ事ニハ精々尽力ノ事故」、坂元は「台湾問罪ノ件ヲ上言シ許可ヲ得度トノ」ために上京したと報告して に従事していた小原沢重雄は内務大丞林友幸に宛て三月一九日、「西郷大輔 坂元は鹿児島へ帰郷する前に西郷従道を訪ね、従道から「討湾の挙、 あっても仕方ないが、ここでも坂元は外征の実施をめぐり政府と約束を交わしたことが示されてい りしを辞柄とし之を台湾の問罪に文飾し以て其責」を果たしたのだという。長沼がこの回想録を記したのは、 めであった。そして、佐賀の乱が鎮圧されたのち、「已むを得ず誓約書中外征とのみありて朝鮮 ついて文書を交わした相手は大久保であり、佐賀の乱の発生を受け「薩人の内変に応ぜざらしむるを図らん」 ちに台湾蕃地事務局へ出仕した大蔵省七等出仕長沼熊太郎も残している。長沼によれば、 ろう。それにしても出来すぎた話でにわかに信じがたいが、坂元が「征韓の二字」を抜かしたエピソー 明年出師期に臨み、 桐野は隆盛とともに鹿児島へ戻っていたから、この経緯は明治七年一月末ごろに帰郷した坂元から聞 後述するように、坂元が黒田とともに副島を訪ねたことは史料によって確認できる。 「沖縄県民」とあることから明治一二年三月以降と考えられる。そのため、諸々の点において間 再び部下を率て来会す可し」と答えたという。坂元は三月に再び上京するが、 実に明年三月に在る可し」と告げられ、 〔西郷大将ノ弟〕ニモ兼テ坂元ト談 坂元らが外征 また、 0) 桐野によれば、 るのは重要だ 明文を掲げざ 地方の探索 ドは、 一の実施 V たの 違 本 だ

諸

第三節 史料上に確認される坂元らの

貴意置候也」と述べている。 と考えられる。 揺無之様偏ニ奉伏冀候」と述べており、 聞分ケモ無之むちやな事ニテ矢張右之論ヲ以て条公切迫ニ申上ケ必ス格別ナル事は有之間敷存申 三条らと面談 付言上有之坂元云々言上云々御答別段小子面会黒田同席ニテ云々申入候」とあり、(6) セラレザルヤ」と問うと、 はじめ関係者が 以テ不審ト存シ果シテ然ラバ貴下証人トナリ副島氏へ同行其事ヲ質スベシ」として、 於テ出火事件ハ魯国於テ既ニ処分済ニナレリ」と伝えられたあり、 考えられる。「三条家文書」によれば、 行副島氏ニ於テ会話」と題された史料があり、 江被命御 三条は七日、 大久保の一月八日の日記には、 と述べたことが政府内で動揺を生じさせたと考えられる。 副島は、 紀し相成り候ハ、今日一同評議仕候明日御参ニ候ハ、大久保より御聞之上寺島へ御指令奉願 三条が 岩倉に宛て「樺太混雑事件ニ付副島種臣より警保坂本江談話之事有之頗不都合之次第ニ付外務 黒田によれば、 「免職」されたことを伝えた。 樺太問題について議論したことがわかる。 黒田に対し 「御動揺有之は必売ケ様之事より疑なき事」であるから、 副島は 国立国会図書館憲政資料室に所蔵される「三条家文書」には、「一月七日坂本氏同 「魯国代理公使 坂元は 「今日九時参朝黒田坂元出席樺太処分本国ニ於而相済候云々ノ義副島子云々ニ 「我今日ノ身廃人同様ナルヲ以テ何方へモ右等ノ事ハ告ゲム」と答えたとい 「天皇陛下に乞ひ真剣勝負するとの暴論」 黒田が同日、 坂元がその席で隆盛らの復帰や「遣使即行」などを求めたのでは 『ヲラルオースキ』ヨリ承」ったことだとして、「其処ノ長官」を 書簡にある「副島種臣より警保坂本江談話之事」に関するもの 黒田はそれに対して、「其言ヲ政府ニ達シ外務省及ヒ我等ヘモ通 坂元に面会したところ「副島前外務卿ヨリ承リシニ樺太ニ 黒田は大久保に宛て同日、 しかし、 副島が「樺太事件全ク卦念ナク事済誓テ違 黒田のもとには 日も早く樺太問題の解決のため使 まで述べたようである。 坂元が大久保や黒田とともに 両者は副島を訪ねることと 「本日坂 「未タ其事ヲ聞 元氏ノ論モ全 候 間 候仍: 決 カザル 此 段 ヲ 得

め黒田は、

坂元は大久保

「疎漏ノ段」を伝えたが、

大久保から近々政府がおこなうのは

「征台」であるとい

われ

坂元

納得ができなかったのだろう。そのため、

云其元因副島の扇動より起ると云」と記されているように、副島が樺太問題は解決済みと明言したことで、⁽³⁾が来訪し「頃日ホリス沸騰云々を語れり」と記し、また九日の日記には、伊藤が来訪し「ホリス弥破裂に× 節派遣を急ぎ そのうえで朝鮮へ使節を派遣すると岩倉らは公言していた。木戸が一月八日の日記に、 疑団ヲ解度偏 ニ奉合掌候」と述べている。 先述したように、 伊藤が来訪し 征韓論争においては、 「ホリス弥破裂に至ると 少警視林三介 まず樺 太問 ポ 題

スは

「沸騰」しつつあったのである。

ように、岩倉の言葉を記した手記に「征韓の二字」が欠けていたことを示しているのではないだろうか。 て誤解があったとして、大久保に謝罪することは考えられない。坂元による「意味違ノ事」とは、 言が正しいかどうか確認できていない。以上より考えれば、少なくとも九日の時点で、(②) て問いただすが、「拙者ニ於ても右之処分情報之義日々相待居候得とも自今電報も無之」と答えられ、 任者は処分済みであると述べたのをうけ、一月一〇日に外務少輔山口尚芳が駐日代理公使オラロースキーを訪 ものは管見の限りない。また、先述の「三条家文書」によれば、 疎漏ヲ謝シ」たと解釈している。 通ハ樺太問題ノ決着ニ至ラサルコトヲ説キシカ是日坂元ハ黒田ト共ニ再ヒ利通ヲ訪レ誤聞ナリシ旨ヲ述ヘテソ 年一月九日付岩倉具視宛大久保利通書簡」 候」とある。ここにある「昨日之義ニ付意味違ノ事」について、たとえば『大久保利通文書』第五巻の「明治 シ坂元子ヨリ疎漏ニ候段挨拶有之別紙手帳ニ記シ置十二時参朝猶又坂元国分両人出席云々言上云々御決答有之 かし、大久保の九日 の日記には、「今朝坂元子入来昨日之義ニ付意味違ノ事有之黒田子江 しかし、 他の史料をみても、 の解説では、 樺太問題はすでに解決済みと主張する坂元に対し、 坂元が樺太問題について誤解していたことを示 副島が「樺太混雑事件」についてロシア側 坂元が副島 同道立会ニテ 桐 0) 野 発言につ が 副 だから、 語 島 相 った 0) 利

九日午後、坂元は国分とともに正院におもむき、三条へ隆盛らの復帰

理解しており、 と「遣使即行」について「言上」したが、三条から「御決答」をえたと考えられる。 坂元らの要求に対し優柔不断な姿勢をみせていた三条だが、この際は「益御据リ無之而ハ相成不申との事」と 坂元らの「言上」を毅然と拒否したようである。しかし、 坂元らは三条の「御答」について「了

訪ねて台湾出兵の実現を強く求めたのち、鹿児島へ戻るのである。の辞職者が少なかったためか、坂元らの策動はとまる。坂元らは一四日に免職されると、先述したように従道をの辞職者が少なかったためか、坂元らの策動はとまる。坂元らは一四日に免職されると、先述したように従道を 解致しかね候義も有之」、翌朝、再び坂元らと面会することとなった。 (23) 名」に過ぎず、「坂元国分ハ病気にて引入居候由誠ニ不堪抱腹次第に御坐候」と述べている。思いのほかポリス れよう。しかし、思いのほか警保寮において坂元らに従うものは少なかったようである。大久保は岩倉に宛て一 た。その際、 日、警保寮には「凡八九百人」の鹿児島出身者がいたが、その内、坂元らに従い辞表を提出したのは 一〇日、内務省が開設され、副島の扇動によって動揺をみせていた警保寮は司法省から内務省へ管轄が移され 坂元らは辞表を提出したが、それは前日の三条の「御答」への不満によるものであったとも考えら 一百有余

の台湾出張が命じられ、二六日には大久保と大隈重信へ朝鮮問題および台湾事件についての取り調べが命じられの台湾出張が命じられ、(宮) 挙」ることが必要と考えていたようである。一月一八日、台湾事件ついて閣議が開かれると、同日、 坂元らが東京を去り、ポリスへの懸念も無くなったが、大久保は「確定之廟摸 (謨)」を 「神速実地之行跡 福島 へ再 相

兵の開始に際し、坂元と国分は鹿児島で集めた徴集隊を率いて台湾蕃地へ渡ることとなる。 たらした「国内的緊張」をおさめるため、台湾蕃地への出兵という形で着手されることとなった。 こうして、「未だ問ふべからず」とされていた台湾事件は明治六年の政変からわずか三カ月後、 なお、 征韓論 争がも

おわりに

不平士族たちの動向を看過できなくなっていた。 三条実美に求めた。 なったのが、 覆されたことなどもあって、隆盛の下野は陸軍(とくに近衛将兵)に動揺を生じさせたが、より深刻な懸念と 明らかにした。 (函泊出火事件) 本論文では、 隆盛とともに下野した副島種臣とも親しく、 警保寮(ポリス) を優先すべきとして強行的に「遣使延期」を決定した。その際、 朝鮮への 明治六年の政変ののち、 その間、 「遣使即行」を望む西郷隆盛ら外征派に対し、岩倉具視や大久保ら内治派は、 熊本鎮台において混乱が起きるなど、各地で不穏な動きが生じており、大久保らも の動向であった。「警保寮に於ける征韓派の領袖」と目された坂元純熙や国分友 内治派とされる大久保利通らが台湾出兵を決定するまでの経緯につい 副島に扇動され、 執拗に隆盛らの参議復帰や「遣使即行」を 一旦は閣議で決定された内容 樺太問

強めるが、大久保は坂元の犯したミスにつけ込み、「征韓」ではなく「征台」の実施を約束した。 台湾事件の解決の必要に気づく。 こうして、明治六年の政変からわずか三カ月後、 方で、台湾視察を終え帰国していた福島九成や成富忠蔵から台湾事件の顚末について説明を受けた大久保は、 副島が函泊出火事件は解決済みと明言したことで、坂元らは三条へ圧力をより 内政的要因により台湾出兵は決定した。台湾出兵においては

それは新たな混乱を政府にもたらすこととなるのである。 神速実地之行跡相挙」ることが重視され、こののち、 十分な準備のなされぬまま出兵が実行される。しかし、

 $\widehat{1}$ 征韓論をめぐる研究史については、家近良樹「『台湾出兵』方針の転換と長州派の反対運動」(『史学雑誌』

(一一)、史学会、一九八三年)

五五〜五七頁や、

勝田政治

『内務省と明治国家形成』、

吉川弘文館、二〇〇二年)八

九 いる。このように、 硬な政策」になったと指摘したのに対し(「江華条約と明治政府」(『京都大学文学部研究紀要』三七、京都大学、 に継承されたと指摘している(勝田政治「大久保政権の朝鮮政策」(『国士舘史学』一八、国士舘大学日本史学会、 本と東アジア』(有隣堂、一九八二年)や芝原拓自「対外観とナショナリズム」(『対外観』、岩波書店、一九八八年) 台 まさしく征韓派の先蹝を追うたもの」(遠山茂樹「征韓論・自由民権論・封建論」(『遠山茂樹著尺集』三、 七~八九頁に詳しい。なお、家近氏は、 「『台湾出兵』方針の転換と長州派の反対運動」五七頁)と述べているが、勝田氏は遠山説が、 「府は「内治優先論に基づく平和解決」を求めたものの、「内政的不安」から「遣使方針」は 九九一年、 成論」に基づくものであり、 九八年、 の役の全過程を通じて、大久保の内治優先論者としての性格は基本的にはそこなわれなかったと考えたい」(前 「主戦論である征韓論の外交政策と評価することはできない」(前掲「大久保政権の朝鮮政策」三九頁)と述べて 四年)三九頁)。また、大久保の朝鮮政策について、 九九頁)、勝田氏は、「大久保政権の政治理念は、 二五頁)として、大久保に「西郷の考えるより、 現在においても、 江華島事件における「黒田使節派遣は、軍事的威圧策であるが避戦論に貫かれて」 大久保の外交方針については議論が続いている。 遠山茂樹が「征韓論分裂以後わずかに半年、 高橋秀直が明治八年に起きた江華島事件について、 対外戦争を回避して国家の富強を実現しようとする民力 はるかに西郷的であった」と評価したのに対し、 大久保が主導した征台の役 石井孝 |開戦の危険の高 『明治初期の は

 $\overline{2}$ でも「一月にはいると台湾問題は朝鮮問題とともににわかに浮上した。この急浮上の要因も坂 で触れられている。 「大久保利通と台湾出兵」(『国士舘大学文学部人文学会紀要』三四、 及するのみで、 高橋秀直 明治六年の政変後に台湾出兵が決定した経緯については、前掲「『台湾出兵』方針の転換と長州派の (四七頁) 「明治維新期の朝鮮政策」(山本四郎編 髙橋論文のみが本稿でも言及する明治七年一月の坂元の手記問題に触れている。 しかし、 とあり、 家近論文および勝田論文では、 ○月以降の 政 府内外の動きを詳細に考察したものでは 『近代国家の形成と展開』 司法省警保寮の坂元純熙らの策動が影響していたことに 国士舘大学文学部人文学会、二〇〇一年) 吉川弘文館、 一九九六年)、 元らの動きであったと しかし、 反対運 髙橋論文 勝田

3

征韓論争についての先行研究は枚挙にいとまがないが、

上記のほか、

高橋秀直

「征韓論政変と朝鮮政策」

(『史

林 七五(二)、 『西郷隆盛』(ミネルヴァ書房、二〇一七年) 史学研究会、一九九二年)、同 「征韓論政変の政治過程」(『史林』七六 (五)、一九九三年)、 を挙げておく。 家近良

- (4)『明治天皇紀』三、吉川弘文館、一四○頁。
- 5 みならず、浜辺を放火し魚番屋をも破壊した」(醍醐龍馬「外務卿副島種臣と日露領土交渉」(『国際政治』一九一、 日本国際政治学会、二〇一八年、二六頁)ため日露間の外交問題へ発展した。 明治六年三月二六日に樺太の函泊(ハコトマリ)で起きた事件で、「ロシア兵が日本側の消火活動を妨害したの
- (6) 同一二〇頁。
- (7) 妻木忠太編『木戸孝允文書』五、日本史籍協会、一九三〇、七〇頁。
- 8 立教大学日本史研究室編『大久保利通関係文書』 一(復刻版)、マツノ書店、二〇〇八、三〇六頁。
- 9 大島明子「御親兵の解体と征韓論政変」(犬塚孝明編 『明治国家の政策と思想』、吉川弘文館、二〇〇五年、
- 10 警察制度の成立については、尾佐竹猛『明治警察裁判史』(邦光堂書店、一九二六年)を参照
- 11 「京都府参事植村正直ノ拘留ヲ解クニツキ」(「諸建白書」明治六年四月~明治六年一二月、国立公文書館蔵)。
- 荒木三雄「警察制度の濫觴」(『日本警察新聞』 五一七号、 日本警察新聞社、一九二〇年一二月)一五頁。
- (13) 前掲『明治警察裁判史』、二五頁。

12

- 14 野村本之助 「大浦卿の一外伝」(香川悦次編 『大浦兼武伝』博文館、一九二一年)三〇二頁
- (15) 中村徳五郎『川路大警視』、日本警察新聞社、一九三二、一一○頁。
- 16 究』第五八卷一二号、 本事件の経緯については、笠原英彦「明治六年・ 一九八五年一二月)を参照。 小野組転籍事件の一考察」(慶應義塾大学法学研究会編
- (17) 前掲「大浦卿の一外伝」三〇三頁。
- (19) 同一五六頁。(18) 『大久保利通文書』五(復刻版)、マツノ書店、二〇〇五、一五四頁。
- 20) 前掲『木戸孝允文書』五、

九四頁。

405

- 22 $\widehat{21}$ 番人制度」『東京都市紀要』 「明治維新期の朝鮮政策」四六頁。 五、東京都総務局文書課、 一九五〇年、 四三頁。
- $\widehat{23}$ |阪本警保助外三名へ演説](前掲「岩倉具視関係文書」 第五八冊
- $\widehat{24}$ 『大久保利通関係文書』一、三一二頁。
- $\widehat{25}$ 前掲 『川路大警視』、一一〇頁。
- $\widehat{26}$ 前掲『木戸孝允文書』五、一〇二頁。

27

される(前掲『太政類典』第二編二〇五巻)。

明治七年一月、近衛兵は歩兵第一、二大隊が歩兵第一連隊に、

歩兵第三、

四大隊が歩兵第二連隊にそれぞれ改称

28 前掲『木戸孝允文書』五、一〇三頁。

29

同一一九頁。

- 30 萩原延寿『遠い崖』一〇、
- 朝日新聞社、 二〇〇〇年、一〇一頁。F.O.46.168,Parkes's No.90,3 November 1873
- 31 清国視察ヲ罷メ在留ノ者帰朝」(前掲『太政類典』第二編八七巻)。
- 33 32 前掲『大久保利通日記』下、二一四頁。 -清国視察ヲ罷在留ノ者帰朝セシム」(前掲『太政類典』
- 34 清国行履歷」(「台湾事件輯録」二、JACAR Ref. C11081211100、防衛省防衛研究所蔵)。

第二編八七巻)。

35

同右。

36 上申」(『処蕃始末』第三冊、 「成富清風台湾ヨリ帰朝届」(『公文録』明治七年第二九三巻、 国立公文書館蔵)。 国立公文書館蔵)、

清国視察成富清風台湾事情書

- 37 差遣に付高屋少丞え随行申付件他5件」「出仕児玉利国帰朝の件」(『公文類纂』 「黒岡勇之丞清国へ再航奉願候及成富忠蔵台湾風土探偵書」(前掲『太政類典』 第二編八七巻)。「児玉利国清国え 明治六年巻六、JACAR Ref
- C09111315700、防衛省防衛研究所蔵)。
- 38 同二二四頁。 前掲『大久保利通文書』 五、二三一頁

- (40) 『大久保利通日記』下、二二一頁。
- 41 ヲ被差向事ハ既ニ清国ニ御布達相成各国ノ人モ皆承知ノコトニテ速ニ御処分被為在ヘキコト」(前掲 へ再航奉願候及成富忠蔵台湾風土探偵書」)と述べている。 府に提出した報告書で「特命大使ヲ清国ニ被遺隣好ヲ修メ条約も相済我琉人ノ生蕃ニ殺サレシモノ、為ニ問罪ノ師 海軍省八等出仕児玉利国蕃地事宣建言並開拓建築守兵等諸費積書」(前掲 『処蕃始末』第四冊)。 「黒岡勇之丞清 成富も
- (42) 前掲『大久保利通日記』下、二二三頁。
- (43) 前掲『木戸孝允文書』五、一五二頁。
- 44 頁。 「明治六(一八七三)年一二月二〇日付大久保利通宛西郷従道書翰」 (前掲 『大久保利通文書』 第五巻、二三八
- (45) 同右。
- (46) 前掲『大久保利通文書』五、二四二頁。
- (4) 前掲『木戸孝允日記』二、四六九頁。
- 48 「明治七年一月四日付大隈重信宛太政官報告書」(『大隈重信関係文書』二、日本史籍協会、 一九三三年、二三一
- (4) 前掲『川路大警視』、一一三頁。
- 二月九日に三条を訪ね、「一同見込献言仕候処実ニ尤ニ存候、就テハ足下共は必ス前議復サシメ度念願欤実ニ恭し御 当人思召も云々と被仰聞決シテ口外致スナト」(前掲『大久保利通関係文書』三巻、一四頁)といわれたという。『川 せて、西郷南洲の再起を促したり、而して南洲は言下に之を斥け、其の使者に対して相国を罵倒した」(一二〇頁 大警視』によれば、「旧荘内藩士」の話しとして「三条相国は岩倉大久保等に諮る所なく、 同一一〇頁。なお、黒田清隆が明治七年一月二〇日、大久保に宛て述べたところによれば、坂元らは明治六年一 密に特使を鹿児島に馳
- 51 前掲『木戸孝允文書』五、 佐々木克他編 『岩倉具視関係資料』上、思文閣出版、二〇一二、三九七頁。 一五五頁。なお、本書簡では「相考候」ののち、「(しかし)年々歳々くづ々々候而為

其に政治之事務凝滞し為其に全国之入費も高まり候而は遺憾之至」と続いている。

- 53 前掲 『大久保利通文書』五、二六一頁。
- 54 前掲 『大久保利通日記』下、二二五頁。
- 55 『岩倉具視関係資料』下、三五九頁。
- 56 五年七月)、六一二頁 醍醐龍馬「榎本武揚と樺太千島交換条約(一)」(大阪大学大学院法学研究科編 『阪大法学』第六五巻二号、
- 57 前掲 『岩倉具視関係資料』上、三八五頁
- 前掲『大久保利通関係文書』三、一三頁。
- 58
- 59 差はあるが内容は同一である。 年刊行の『岩倉公実記』を編纂するために収集した資料に含まれているほか、 談話については、国立国会図書館憲政資料室所蔵の「岩倉具視関係文書」に、「桐野利秋談話」と題され、 かでないが、「昨年征韓の廟論逡巡決せず」(三頁)とあり、 『西南記伝』上巻一に「桐野利秋の征韓論に関する実話」としても所収されている。それぞれ本文中に細かな表記の 川崎久敏編『憂国の至情 (桐野利秋遺稿)』、朝日書房、 明治七年中のことであったと考えられる。なお、 一九三四年。中川らがいつ桐野から話をきいたのかは定 明治四一年に刊行された黒龍会本部編 明治三九 桐野の
- 60 同三二~三六頁。
- 61 長沼熊太郎『征韓論分裂始末』 東京堂書店、 一九〇六年、二一頁。
- 62 同右。
- 63 前掲 『岩倉具視関係資料』下、一七八頁。
- 64 前掲 『大久保利通文書』五、二八八頁。
- 65 研究紀要』二五、東京大学史料編纂所、二〇一五年)や醍醐龍馬「黒田清隆の樺太放棄運動」(『年報政治学』七二 |韓論争期の樺太問題をめぐる交渉については、 「樺太楠渓ニ於ル露兵暴行・出火事件関係書類」(「三条家文書」 上記のほか、麓慎一「明治政府の対外政策」(『東京大学史料編纂所 五七冊、 国立国会図書館憲政資料室蔵)。 なお、

副島の発言の真偽についてはわからない。

一)、日本政治学会、二〇二一年)に詳しいが、

408

- (67) 前掲『大久保利通関係文書』三、一八頁。(66) 前掲『大久保利通日記』下、二二七頁。
- (8) 「明治七年一月八日付大久保利通宛黒田清隆書簡」(同一三頁)。
- (69) 前掲『木戸孝允日記』二、四七六頁。
- (70) 前掲『大久保利通日記』下、二二七頁。
- (2) 「「同の「華太南渓ニペルを兵表庁・出火」(7) 「前掲『大久保利通文書』 五、二九三頁。
- 73 $\widehat{72}$ 前掲 「明治七年一月九日付岩倉具視宛大久保利通書簡」(前掲『大久保利通文書』五、二九五頁)。 「樺太楠渓ニ於ル露兵暴行・出火事件関係書類」。

 $\widehat{75}$ $\widehat{74}$

中原英典「阪元純煕履歴

班

明治警察資料」(『警察研究』第四二巻第五号、一九七一年五月、

良書普及会、

七

同三〇五頁。

七頁)。

- 76 省八等出仕児玉利国、 「各種日誌・日記」日録・元、 十九日には陸軍大尉の田中綱常および池田通輝へ台湾出張が命じられている。 国立公文書館蔵。一月十八日・十九日の項をみると、福島のほか、 十八日に海軍
- (76) 前掲「江華条約と明治政府」一〇一頁。(77) 前掲「『台湾出兵』方針の転換と長州派の反対運動」六一頁。